

平成27年4月27日

部長、課長、係長 各位

総務部長

夏の省エネルギー対策等について

今夏の省エネ行動の一層の促進を図るため、今年度も下記のとおり軽装勤務の励行に取り組むことといたします。(制服は移行期間を設定)

つきましては、その日の気候や体調に応じた軽装勤務について、所属職員への周知方  
よろしくお願いいたします。

記

1. 取組期間 平成27年5月1日(金)～10月31日(土)
2. ドレスコード 別記とおり
3. 制服の移行期間(制服のある職員対象)
  - (1) 夏の制服への移行期間  
5月1日(金)～5月31日(日)
  - (2) 冬の制服への移行期間  
10月1日(木)～10月31日(土)

(別記)

夏季軽装期間中のドレスコードについて

1. ドレスコード (男性事務職員等)

種 別	着用の可否
ノーネクタイ	○
ノージャケット	○
半袖シャツ	○
かりゆしシャツ	×
ポロシャツ	○ ※1
アロハシャツ	×
Tシャツ	△ ※2
ランニングシャツ	×
チノパン	○
ジーパン	×
ハーフパンツ	×
カジュアルシューズ	○
スニーカー	△ ※3
サンダル	×

○…可 △…条件付可 ×…原則不可

注意事項

- ※1 ポロシャツについては、派手な色柄やだらしのない着用は不可とする
- ※2 各種大会等のPR用Tシャツに限り着用可とする  
(屋外での作業時、消防職員の執務室での着用は可とする)
- ※3 原色など派手な色柄でないものに限り着用可とする
- ※4 女性事務職員等については、従来どおり執務に相応しい服装とし、市民のみなさまに不快感を与えるような行き過ぎた軽装は慎むこと
- ※5 議会の本会議及び委員会は、ノーネクタイ、ノージャケット、半袖シャツを着用可とする
- ※6 実際の着用にあたっては、TPOをわきまえるとともに名札の着け忘れ等に注意すること

2. 適用期間

夏季軽装期間中 (5月1日～10月31日)